

海の資源を大切に 密漁を防いで 海を守ろう！



近年、悪質な密漁が問題になっていきます。特に、組織的かつ広域的な密漁や、資源管理のルールを十分に認識していない一般市民による個人的な消費を目的とした密漁も各地で発生しています。

漁業協同組合や警察などの関係機関で構成する県南部地区密漁防止対策協議会では、これらの密漁に対して厳正に対処するとともに、密漁防止活動に取り組んでいます。

海の資源は、漁業者が大切に管理、利用しており、密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える犯罪行為です。

県南部地区の沿岸には、漁業者の生計を確保するため漁業法に基づく「共同漁業権」が設定されており、漁業者以外が以下のものを採ることは禁止されています。



- イセエビ
- タコ
- アワビ
- ウニ
- サザエ
- バイ
- トコブシ
- テングサ
- キリンサイ

県南部地区で
採捕してはいけない
水産動植物

※この他にイガイ、エサムシ、カキ、カメノテ、トサカノリ、ハマグリ、ナマコ、ワカメも対象です。共同漁業権の設定区域では、免許を受けた漁業協同組合の組合員（漁業者）以外の方が、この権利を侵すと漁業権侵害として罰せられることがあります。

海のルールを守りましょう

密漁の発生状況

平成30年の全国の海上保安部、都道府県警察及び都道府県における漁業関係法令違反（密漁）の検挙件数は、1569件（うち海面1484件、内水面85件）でした。

海には、漁業関係の法律や県の漁業調整規則に基づいてさまざまなルールが決められています。トラブルの防止と水産動植物の保護等のためにも、ルールやマナーを守りま

しょう。
密漁が疑われる事案を見つけたら、協議会まで

お問い合わせ
県南部地区密漁防止対策協議会（水産林政課内）
☎(31)1135

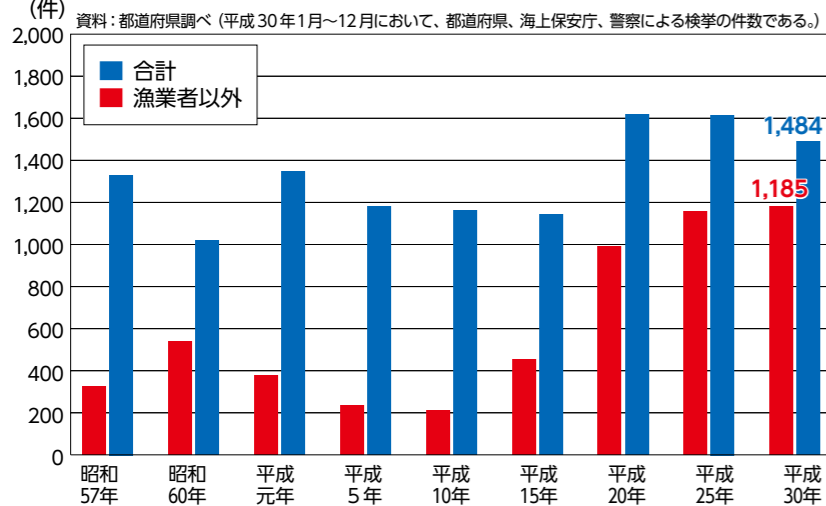
罰則の強化

近年では、漁業者による違反操作が減少している一方、漁業者以外による密漁が増加傾向にあり、県南部地区でもイセエビやウニなどの大切な資源が脅かされる事態となっています。

近年の悪質な密漁の発生状況を踏まえ、平成30年の漁業法改正において罰則が大幅に強化され、**本年12月**からより重い罰則が科されることとなります。

※更なる罰則強化も検討されています。

密漁における検挙件数の推移（海面）



本年12月より罰則強化の概要

	採捕禁止違反の罪 密漁品譲受等の罪	無許可漁業等の罪	漁業権侵害の罪
従来	—	3年以下の懲役 または 20万円以下の罰金	20万円以下の罰金
改正	3年以下の懲役 または3,000万円以下の罰金	3年以下の懲役 または200万円以下の罰金	100万円以下の罰金

密漁が疑われる事案を見つけたら
☎(31)1135
県南部地区密漁防止対策協議会
(水産林政課内)まで

潜水器を使用してはいけません。

徒手採捕

は具・やすは、船を使用してはいけません。水中銃は使用できません。

は具・やす

トローリングはできません。

竿釣り及び手釣り

一般的な釣りやレジャーなどは、制限された範囲内で可能です。

漁業は、漁業権がないとできないの？
必ずしも漁業権がなければできないものではありません。一般的な釣りやレジャーなど（遊漁者）では、漁具や漁法が制限されており、その範囲内で行うことが可能です。

主な例